

法人町民税の税率

法人町民税の税率は、地方税法並びに田子町町税条例により、次のとおりです。

【均等割】

(平成20年3月31日以前に開始する事業年度分)

区 分		税 率
資本金等の額	従業者数	税率(年額)
50億円超	50人超	3,000,000
	50人以下	410,000
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000
	50人以下	410,000
1億円超10億円以下	50人超	400,000
	50人以下	160,000
1千万円超1億円以下	50人超	150,000
	50人以下	130,000
1千万円以下	50人超	120,000
その他の法人		50,000

【法人税割】

※平成26年10月1日以後に開始する事業年度の場合は以下の税率となる。

税率 12.3%

税率 9.7%

【均等割】

(平成20年4月1日以降に開始する事業年度分)

区 分		税 率
資本金等の額	従業者数	税率(年額)
50億円超	50人超	3,000,000
	50人以下	410,000
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000
	50人以下	410,000
1億円超10億円以下	50人超	400,000
	50人以下	160,000
1千万円超1億円以下	50人超	150,000
	50人以下	130,000
1千万円以下	50人超	120,000
<p>1 次に掲げる法人</p> <p>イ 法人税法第2条5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)</p> <p>ロ 人格のない社団等</p> <p>ハ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)</p> <p>ニ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イからハまで掲げる法人を除く。)</p> <p>ホ 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の金額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額))を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が千万円以下である法人</p>		50,000

【法人税割】

※平成26年10月1日以後に開始する事業年度の場合は以下の税率となる。

税率	12.3%
税率	9.7%